

## 第408回上山市農業委員会総会議事録

- 1 期 日 令和4年11月25日（金）午後1時30分開会
- 2 場 所 市役所 401・402会議室
- 3 出席委員 16人  
1番 江口勘四郎委員      2番 長沼健司委員      3番 山川光照委員  
4番 上妻一実委員      5番 山口久志委員      6番 吉田とも委員  
7番 井上隆市委員      8番 松田陽一委員      9番 木村 正委員  
10番 富田憲一委員      11番 鈴木萬四郎委員      12番 渡邊智春委員  
13番 後藤敏秀委員      14番 原田広幸委員      15番 木村辰也委員  
16番 花谷和男委員

出席推進委員      なし

傍 聴      なし

### 4 欠席委員

### 5 議事日程

- 日程1 諸般の報告
- 日程2 議事録署名委員の指名
- 日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程5 議 第3号 第465回農用地利用集積計画（所有権移転）について
- 日程6 議 第4号 第466回農用地利用集積計画（利用権設定）について
- 日程7 報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出書の受理について
- 日程8 報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について
- 日程9 報告第3号 農地法第18条の規定による通知書の受理について
- 日程10 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程11 報告第5号 使用貸借契約の解約書の届出について
- 日程12 報告第6号 非農地証明書の交付について
- 日程13 報告第7号 承認した農地改良届出について

### 6 事務局出席職員

事務局長 漆山徹、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 伊藤亜子

議長（会長） 定刻になりましたので、11月17日に告示になりました、第408回上山市農業委員会総会を開会します。出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります。事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和4年11月17日、上山市農業委員会告示第13号により、令和4年11月25日、第408回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和4年11月18日付け農委第121号をもって、第408回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配付について、第408回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員16人となっております。以上で報告終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、6番、吉田とも委員、13番、後藤敏秀委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。3件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は千葉県印旛郡栄町在住の〇〇氏、農業、譲受人は横浜市在住の〇〇氏、農業兼会社員であります。相生地内の田畑13筆について〇〇氏の持分1/2を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。14番、原田広幸委員。

原田委員 この件について説明させていただきます。11月23日の夕方に〇〇氏に電話で確認をしました。当人同士で決めたことであり特別問題はないと思います。その後、相生の〇〇氏に電話をしました。というのも譲受人、譲渡人共に県外在住のため実質的には〇〇氏が今までも畑の管理をしており、今後の話をさせていただきました。原則的には草刈り等は今まで通り責任をもってやるとの答えを頂きました。

た。ただ一箇所ラ・フランス畑があり、その部分に関しては自分も歳であるためやめようかと考えているという話をされていまして。やめた後も伐根作業等は〇〇氏がやるとのことでしたので特別問題はないように思います。なおご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号2及び3については関連がありますので、事務局長より一括して提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2及び3について説明いたします。譲渡人は山形市在住の〇〇氏、無職、譲受人は金谷在住の〇〇氏、農業及び〇〇氏、農業であります。金谷地内の畑2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。11番、鈴木萬四郎委員。

鈴木委員 11月19日、〇〇氏に電話をし、現地で調査をしました。〇〇氏は野菜を作っております。現地調査の際、〇〇氏も居たため、話を聞きました。〇〇氏はごぼうを作っております。2件とも以前から〇〇氏の畑で小作をしておりました。1番から4番の事項に該当すると思っておりますので、許可相当と思っております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち、所有権の移転の整理番号2及び3については許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

はじめに、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。なお、4ページに位置図がございますので併せてご覧ください。2件の申請がございました。整理番号1について説明いた

します。譲渡人は金生東一丁目在住の〇〇氏、農業、譲受人は中山に事務所を有する〇〇株式会社、製造業、であります。中山地内の畑1筆について、譲受人の事業拡大のため、既存駐車場に工場を増設するにあたり、代替の駐車場を造成するため転用するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請のうち整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。次に、整理番号2について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。貸し人は永野在住の〇〇氏、無職、借り人は永野在住の〇〇氏、団体職員及び〇〇氏、会社員です。永野地内の畑1筆について、既存住宅を建て替えるにあたり、既存の宅地だけでは面積が足りないため、隣接する申請地を宅地に転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請のうち整理番号2については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程5、議第3号、第465回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第3号、第465回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の5ページをお開きください。2件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。譲受人は東村山郡中山町に事務所を有する株式会社〇〇、認定農業者、譲渡人は牧野在住の〇〇氏であります。牧野地内の畑2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わ

ります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号2について事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。譲受人は相生在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は相生在住の〇〇氏であります。相生地内の田2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程6、議第4号、第466回農用地利用集積計画の利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第4号、第466回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の6ページをお開きください。1件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。借り人は山形市在住の〇〇氏、認定農業者、貸し人は細谷在住の〇〇氏であります。細谷地内の田1筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程7、報告第1号、農地法第4条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第4条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の7ページをお開きください。なお、8ページに位置図がございますので、併せてご覧ください。2件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。届出者は金生西二丁目在住の〇〇氏、会社役員です。金生西二丁目地内の畑3筆についてアパートを建築するため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。届出者は美咲町一丁目在住の〇〇氏、会社員及び〇〇氏、無職です。美咲町一丁目地内の畑1筆について貸家を建築するため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程8、報告第2号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の9ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。譲渡人は、金生西二丁目在住の〇〇氏、譲受人は金生東二丁目在住の〇〇氏及び〇〇氏で、いずれも会社員です。金生西二丁目地内の畑1筆について住宅を建築するため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程9、報告第3号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の10ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は上生居在住の〇〇氏、借り人は楢下在住の〇〇氏であります。上生居地内の田2筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

ます。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程10、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の11ページをお開きください。13件の届出がございました。いずれも相続により所有権を取得したものです。なお、整理番号3及び10については農業委員会によるあっせん等の希望有となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程11、報告第5号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第5号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の13ページをお開きください。2件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。貸し人は四ツ谷二丁目在住の〇〇氏、借り人は山形市在住の〇〇氏で、両者は親子であります。泉川地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。貸し人は小穴在住の〇〇氏、借り人は小穴在住の〇〇氏で、両者は親子であります。小穴地内の畑1筆の一部について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程12、報告第6号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第6号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の14ページをお開きください。2件の申請がございました。整理番号1について説明いたします。申請人は下生居在住の〇〇氏であります。下生居地内の田1筆について申請があったものです。昭和53年2月27日付けで転用許可を得た後、〇〇協同組合の集荷場として利用していましたが、地目変更を怠っていたため、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。申請人は三本松在住の〇〇氏であります。三本松地内の畑1筆について申請があったものです。昭和61年10月に製材所の建材の一時保管場所及び駐車場として造成後、現在まで使用してきたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って20年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

長沼委員 台帳が畑で現況が宅地となっていれば、課税は宅地なのか。

事務局長 そうです。

議長 他に質問ございますか。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程13、報告第7号、承認した農地改良届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第7号、承認した農地改良届出について報告いたしますので、議案書の15ページをお開きください。2件の届出がございました。整理番号1について説明いたします。所有者は泉川在住の〇〇氏、施工者は藤吾に事務所を有する〇〇株式会社であります。田を畑にするため盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号2について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。所有者は相生在住の〇〇氏、施工者は三上在住の〇〇氏であります。田の畦畔の撤去を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

木村（正）委員 畦畔撤去の改良届を出す必要はないのではないかと。

事務局 農地改良の届出自体はこのような場合に出さなければならないという明確な規定のある届出ではございません。そもそもこの届出自体が農地法に規定のある届出ではなく、田畑に重機が入っている場合に農地転用の許可をとっての工事なのか、そうではない違反転用ではないことを確認するために農家の方に協力して出して頂いている届出になります。こちらについても事前に畦畔を撤去したいというご相談を頂いておりましたので提出をお願いして出して頂いたという経緯がございます。中には届出を出さずに畦畔を撤去している方が居るのも事実ではございますが、違反転用でなければ届出をしないからといって罰則があるものではないため、そこに関しては特に問題はないと考えております。

木村（正）委員 農地法上何も問題は無い、届出の必要があるものではないということですね。

事務局 そうです。絶対的にというものではございません。

議長 他に質問ございますか。

（なしの声あり）

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

（終了時刻 午後 2 時 4 分）

議事録署名委員

議事録署名委員